

教職課程

現代社会学部

❖ 教職課程(2024年度入学者)

3. 必要な区分の詳細

(1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

[日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作]

免許法施行規則に定める科目区分		本学における開設授業科目等	
科目	単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数
日本国憲法	2	日本国憲法(2)	2単位必修
体育	2	健康科学講義(2) 健康科学実習(1)	3単位必修
外国語 コミュニケーション	2	基礎英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 上級英語(プレゼンテーション)Ⅰ(1) 上級英語(プレゼンテーション)Ⅱ(1) 上級英語(ディスカッション)Ⅰ(1) 上級英語(ディスカッション)Ⅱ(1) 上級英語PLUS(S&W)Ⅰ(1) 上級英語PLUS(S&W)Ⅱ(1)	2単位選択必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	データ・AIと社会(2) データ・AI活用基礎(2) データ・AI活用実践(初級)(2) データ・AI活用実践(上級)(2)	2単位 選択必修
		—	—

注意事項

- 3年次末までに全科目区分で最低修得単位数を修得しなければ、4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することができません。

❖ 教職課程(2024年度入学者)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等			
教育の基礎的理解に関する科目等	単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数		備考
	中学校	高校		中学校	高校	
教育の基礎的理解に関する科目	10	10	教育原論(2) 教育人間学(2)	2単位 選択必修		3年次末までに修得すること
			教職論(2)	2単位 必修		3年次末までに修得すること
			教育社会学(2)	2単位 必修		
			教育法規・教育行財政(2) 学級・学校経営の理論と方法(2)	選択		
			教育心理学(2) 発達心理学(2)	4単位 必修		3年次末までにいずれか1科目を修得すること
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	2単位 必修		3年次末までに修得すること (注2)
			教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	2単位 必修		
道徳、生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	10	8	道徳教育論(2)	2単位 必修	—	
			総合的な学習(探究)の時間の指導法	2単位 必修		
			特別活動の指導法	2単位 必修		
			教育の方法及び技術	2単位 選択必修		
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
			生徒指導の理論及び方法	2単位 必修		3年次末までに修得すること
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2単位 必修		3年次末までに修得すること
教育実践に関する科目	5	3	教育実習	1単位 必修		3年次末までに修得すること
			教育実習 I(4) 教育実習 II(2) 事後指導を含む	4単位 必修	2単位 必修	
			教職実践演習	2単位 必修		
最低修得単位数			合計	33	29	

❖ 教職課程(2024年度入学者)

注意事項

1. 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、全校種・教科の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
2. 中学校教諭免許状を取得する場合、2年次末までに「特別支援教育論(2)」を修得しなければ、3年次に介護等体験を実施することができません。高等学校教諭免許状のみを取得する場合は、3年次末までに当該科目を修得してください。
3. 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状の両方を取得希望の場合は、「教育実習Ⅰ(4)」を履修しなければなりません。「教育実習Ⅰ(4)」を修得することで、高等学校教諭免許状取得に必要な単位に振り替えます。

❖ 教職課程(2024年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校社会》			現代社会学科			
施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数	選択科目(単位数)	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	1単位以上	日本史概論(2) 東洋史概論(2) 西洋史概論(2)	6単位必修	社会史(2) 歴史社会学(2)
		地理学(地誌を含む。)	1単位以上	人文地理学概論(2) 自然地理学概論(2) 地誌学概論(2)	6単位必修	東南アジア地域論A(2) 東南アジア地域論B(2) 北近畿学(2)
		「法学、政治学」	1単位以上	政治学概論(2)	2単位必修	地域行政論(2) 公共政策論(2)
		「社会学、経済学」	1単位以上	社会学入門A(2) 社会学入門B(2)	4単位必修	地域社会学(2) メディア社会学(2) 社会人類学(2) ジェンダー論(2) ポピュラー・カルチャー論(2) 地域社会とメディア(2) 人口社会学(2) コミュニティと学校(2) ジャーナリズムの歴史(2) ジャーナリズムの諸問題(2)
		「哲学、倫理学、宗教学」	1単位以上	倫理学概論(2)	2単位必修	
				社会哲学(2) 現代社会と宗教(2)	2単位選択必修	
教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計				22		
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	8単位以上	ア	社会科教育法B-1(2) 社会科教育法B-2(2)	8単位必修		
		イ	社会科教育法B-3(2) 社会科教育法B-4(2)			
合計		28	合計	30		

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、中学校社会で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数22単位のうち、18単位以上を修得していないと4年次に「教育実習I(4)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、2025年度より通年科目から各学期完結科目へ変更になりました。
「社会科教育法1・2(4)」→ア「社会科教育法B-1(2)」 「社会科教育法B-2(2)」
「社会科教育法3・4(4)」→イ「社会科教育法B-3(2)」 「社会科教育法B-4(2)」
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、アとイの4科目8単位必修です。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、中学校社会で教育実習を行う場合、3年次末までにアまたはイのいずれか4単位を修得していないと4年次に「教育実習I(4)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校社会の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2024年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《高校公民》			現代社会学科	
施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	1 単位以上	政治学概論(2)	2 単位必修
			地域行政論(2) 公共政策論(2)	2 単位 選択必修
	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	1 単位以上	社会学入門A(2) 社会学入門B(2)	4 単位必修
			地域社会学(2) 家族社会学(2) メディア社会学(2) 社会人類学(2) 観光社会学(2) ジェンダー論(2) 文化社会学(2) ポピュラー・カルチャー論(2) 地域社会とメディア(2) 人口社会学(2) コミュニティと学校(2) ジャーナリズムの歴史(2) ジャーナリズムの諸問題(2)	8 単位 選択必修
			倫理学概論(2)	2 単位必修
			社会哲学(2) 現代社会と宗教(2)	2 単位 選択必修
	教科に関する専門的事項		最低修得単位数 小計	20
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	4 単位以上	公民科教育法B-1(2) 公民科教育法B-2(2)	4 単位必修	
合計		24	合計 24	

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、高校公民で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、2025年度より通年科目から各学期完結科目へ変更になりました。
「公民科教育法(4)」→「公民科教育法B-1(2)」 「公民科教育法B-2(2)」
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、高校公民で教育実習を行う場合、3年次末までに「公民科教育法B-1(2)」 「公民科教育法B-2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位は、高校公民の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2024年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校保健体育》				健康スポーツ社会学科			
施行規則に定める科目区分等				本学における開設授業科目等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数		選択科目(単位数)
		中学校	高校		中学校	高校	
教科及び教科の指導法に関する科目	体育実技	1単位以上		スポーツ実習(器械運動)(1) スポーツ実習(体づくり運動)(1) スポーツ実習(陸上競技)(1) スポーツ実習(ダンス)(1) スポーツ実習(水泳)(1) スポーツ実習(ソフトボール)(1)	6単位 必修		
				スポーツ実習(サッカー)(1) スポーツ実習(ハンドボール)(1) スポーツ実習(ラグビー)(1)	1単位 選択必修		
				スポーツ実習(卓球)(1) スポーツ実習(バレーボール)(1)	1単位 選択必修		
				スポーツ実習(柔道)(1) スポーツ実習(剣道)(1)	1単位 選択必修		
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	1単位以上		スポーツ社会学(2) スポーツ運動学(2)	4単位 必修		スポーツ教育学(2) コーチング論(2) スポーツ技術・戦術論(2) 現代社会とスポーツ(2) 地域社会と健康(2)
	生理学(運動生理学を含む。)	1単位以上		運動生理学(2)	2単位 必修		運動医科学(2)
衛生学・公衆衛生学	1単位以上		公衆衛生学(2)	2単位 必修			
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1単位以上		学校保健(2) 救急処置論(2)	4単位 必修			
教科に関する専門的事項				最低修得単位数	小計		21
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		8単位以上	4単位以上	保健体育科教育法1(2) 保健体育科教育法2(2) 保健体育科教育法3(2) 保健体育科教育法4(2)	8単位 必修	4単位 必修 2単位 選択必修	
合計		28	24	合計	29	27	

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数21単位のうち、17単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、3年次末までに「保健体育科教育法1(2)」及び「保健体育科教育法2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「保健体育科教育法3(2)」及び「保健体育科教育法4(2)」は、「保健体育科教育法1(2)」及び「保健体育科教育法2(2)」の修得者のみ履修できます。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校及び高校保健体育の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2024年度入学者)

(4) 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	単位数		本学における開設授業科目等			
	中学校	高校	免許状の 種類・教科	授業科目(単位数)	最低修得単位数	
					中学校	高校
大学が独自に 設定する科目	4	12	高校 全教科	道徳教育論(2)	—	2単位 必修
			中学校 高校 全教科	学校インターンシップA(2) 学校インターンシップB(2)	選択	選択 必修
			中学校社会 高校公民	学校経営と学校図書館(2)※ 学校図書館とメディアの構成(2)※ 学習指導と学校図書館(2)※ 読書と豊かな人間性(2)※	選択	選択 必修
合 計	4	12	合 計		社会 0 保健 体育 0	公民 6 保健 体育 3

注意事項

- 最低修得単位数を超えた「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位及び選択科目の修得単位を、「大学が独自に設定する科目」に充当することができます。
- 中学校については、「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」で社会・保健体育いずれも4単位以上の余剰が生じるため、免許状取得にあたり上表の「大学が独自に設定する科目」を修得しなくても満たすことができます。
- 高校については、「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」で公民6単位、保健体育9単位の余剰が生じるため、免許状取得にあたり必要な「大学が独自に設定する科目」は必修の「道徳教育論(2)」を含め公民6単位、保健体育3単位です。「大学が独自に設定する科目」の単位は、上表の選択必修科目を修得するか、他の科目区分の余剰単位及び選択科目の修得単位を充当することで満たすことができます。
- ※は司書教諭資格の取得に関する科目です。資格の詳細は現代社会学部の『履修要項』で確認してください。
- 次の科目は2026年度に廃止されました。ただし、2025年度までに当該科目を修得している場合は、『大学が独自に設定する科目』の中学校高校全教科の単位に充当できます。
「学校インターンシップ(2)」「教職ゼミナールⅡA(2)」「教職ゼミナールⅡB(2)」「教職ゼミナールⅢA(2)」